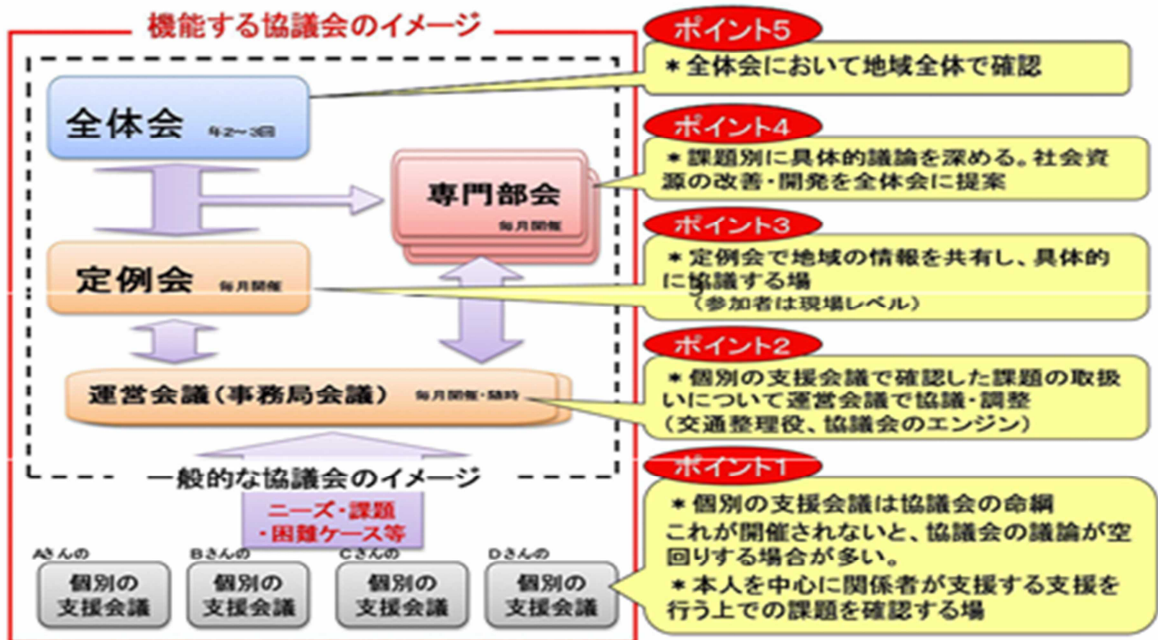


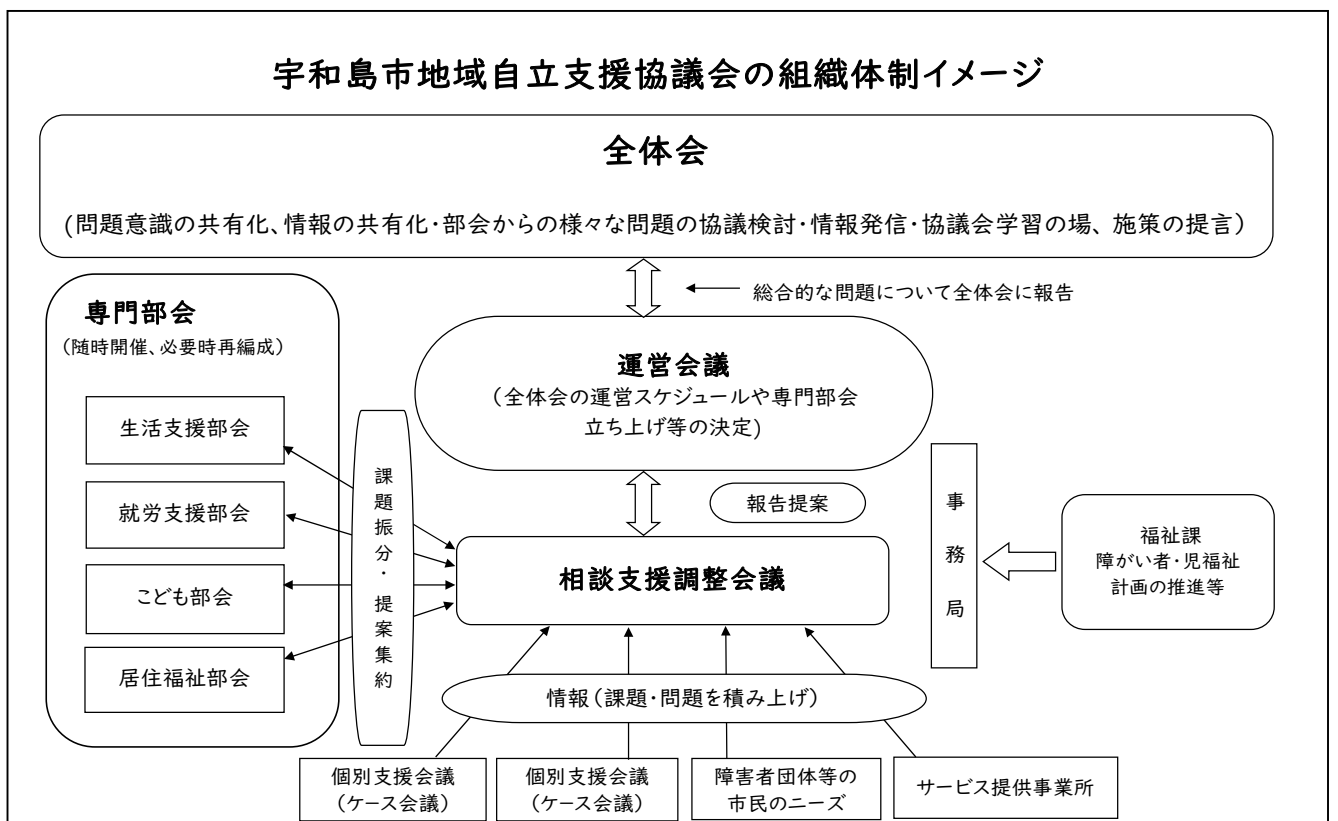
# 1 地域自立支援協議会の概要（目的及び組織体制）

○障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる社会・自分らしく暮らすことができる社会（地域共生社会）づくりを目指し、障がい者の支援に係る地域課題の共有や課題解決への検討、関係機関が協働できるネットワーク構築等に向けた協議、地域に必要な社会資源の開発及び改善に関すること等に取り組む。

## 地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）



## 宇和島市地域自立支援協議会の組織体制イメージ



## 2 障がい福祉分野と関係機関との連携した取組

協議会との連携取組

関係機関・部署等		乳幼児期	学齢期～思春期	青年・壮年期	高齢期
医療	医療機関 薬局 訪問看護等	自立支援医療(育成・更生・精神通院)・退院支援ケア会議等			
		医療的ケア児等支援			
保健	保険健康	巡回相談支援 (おむすび相談)	精神障がい者・難病患者への支援等		
教育	特別支援学校 学校教育	進路説明会等			
		特別支援教育連携協議会			
福祉	児童福祉 地域包括支援 センター	発達支援センターの設置			
		幼児教育保育にか かる主任研修会			サービス移行の事例検討やイン フォーマルサービスの共有等
地域 ケア	社会福祉協議会	福祉学習、理解促進・啓発活動(福祉祭等)			
		権利擁護・成年後見制度利用促進(ピット)等			
		地域づくり活動やインフォーマルサービスに関する情報共有			
	宇和島警察署	虐待対応・精神障がい者対応・災害時要支援者制度への協力等			
	民生委員・児童委員 協議会	災害時要支援者制度への協力			
		地域の見守り、相談対応、相談窓口へのつなぎ等			
障害者 関係団体		当事者団体活動・家族会活動(ニーズ調査や情報発信・ピア活動等)			
		ペアレントメンター・ 発達支援講演会等			
雇用・職域		障がい者就労支援・職場定着 ・啓発活動等			
県・ 広域	保健所	小児慢性特定疾患児への支援・難病患者への支援(災害に関する情報提供含む)			
		精神障がい者対応・地域移行検討会等			
	南予子ども・女性支援 センター	療育手帳交付・障害児入所支援・ 退所に向けた支援(ケア会議)等			
	障がい福祉	人材育成・福祉サービス事業所への指導・助言等			
相談支援事業所 サービス提供事業所		災害時要支援者制度への協力、地域移行支援、人材育成等			
		新規事業紹介・専門部会への参画・事業所意見交換会等			
宇和島市地域自立支援協議会					

### 3 令和5年度 地域自立支援協議会 活動報告

会議名		主な内容
全体会		<p>開催：1回/年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自立支援協議会の概要</li> <li>・障がい福祉分野と関係機関との連携した取組</li> <li>・令和5年度活動報告（相談支援調整会議及び運営会議・各専門部会）</li> <li>・令和6年度活動方針（案）について</li> <li>・宇和島市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について</li> <li>・宇和島市発達支援センターについて</li> <li>・災害時避難行動要支援者制度の推進について</li> </ul>
運営会議及び 相談支援調整会議		<p>開催：12回/年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●今年度運営会議及び相談支援調整会議開催計画及び専門部会の編成・計画 計画相談支援の現状及び課題・提案事項について（毎月）</li> <li>●障害者総合支援法改正と今後の相談支援体制について <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センター設置に向けた協議</li> <li>・人材育成について～相談支援従事者現任研修より～</li> </ul> </li> <li>●相談支援専門員（障がい福祉）・地域包括支援センター意見交換会（事例検討会） <ul style="list-style-type: none"> <li>・各制度の理解及びインフォーマルサービス活用の重要性を学ぶ（生活支援部会連動）</li> </ul> </li> <li>●宇和島市における障害福祉サービスの適正な運用について <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス支給決定等の運用ポイントやサービス更新に係るフロー作成</li> <li>・障がい福祉サービスから介護保険サービス移行へのフローチャート作成 ※別紙①参照 （地域包括支援センターとの協働）</li> </ul> </li> <li>●精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた情報共有 <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者地域移行支援検討会報告</li> </ul> </li> <li>●障害者差別解消法改正と合理的配慮提供支援について（新規事業紹介）</li> <li>●障害者虐待への対応について <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇和島市における対応スキームと相談支援専門員の役割</li> <li>・愛媛県虐待対応専門職チームによる研修会開催</li> </ul> </li> <li>●保育所等訪問支援事業について（新規事業者による情報提供）</li> </ul>
専門部会	生活支援部会	<p>開催：10回/年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーマル・インフォーマルな社会資源の情報収集</li> <li>・移動に関するニーズ把握</li> <li>・災害時避難行動要支援者制度の推進への協力</li> </ul>
	就労支援部会	<p>開催：6回 /年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援機関及び教育機関との情報共有と連携について</li> <li>・就労移行、就労定着支援に関する現状について</li> <li>・福祉サービスに関する説明会への協力</li> </ul>
	こども部会	<p>開催：7回 /年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員の周知について</li> <li>・移行期（高卒直後から就労）の現状と支援ニーズの把握について</li> </ul>
	居住福祉部会	<p>開催：5回/年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点等の整備と協力体制について</li> <li>・緊急時の受け入れに向けての体制整備について</li> <li>・居室確保事業の推進に向けた具体的な取り組み</li> <li>・短期入所及びグループホームの空床状況共有化</li> </ul>

## 令和5年度 専門部会活動報告

部 会	生活支援部会
部 会 メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 構成人員 3名(事務局を除く)</li> <li>・ 相談支援事業所: 柿の木、豊正園、南愛媛療育センター</li> </ul>
具体的 取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 部会開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定例会 10回開催/年(5/15・6/9・7/10・8/8・9/13・10/13・11/21・12/19・1/15・2/13)</li> <li>・ 相談支援専門員と地域包括支援センター意見交換会の検討会議(2回)</li> </ul> </li> <li>● 今年度の取組み3本柱 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時避難行動要支援者制度の推進(周知案内)への協力</li> <li>② 移動に関するニーズ調査(2023)</li> <li>③ フォーマル・インフォーマルサービスに関する情報収集</li> </ul> </li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時避難行動要支援者制度の推進(周知案内)への協力・・・令和4年11月開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年3月時点(開始からの累計)・・・制度周知者数 109人(再掲)同意者数 32人(29.4%)</li> <li>・ 相談支援専門員による要支援者の状況確認</li> </ul> </li> <li>② 移動に関するニーズ調査(2023) ※別紙②参照 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい福祉計画[第7期]及び障がい児福祉計画[第3期]におけるアンケート内容を部会から提案</li> <li>・ 当該計画におけるアンケート、生活支援部会によるアンケート結果から実態と課題を整理した。</li> </ul> </li> <li>③ フォーマル・インフォーマルサービスに関する情報収集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の社会資源一覧を見直し、内容を更新した。 ※別紙③参照</li> <li>・ 相談支援専門員が把握しているインフォーマルサービスを情報収集した。</li> <li>・ 社会資源に関して「相談支援専門員・地域包括支援センター意見交換会」を企画・開催し、障がいと介護分野で、インフォーマルサービスやお互いの役割の認識が重要であることを共有した。</li> </ul> </li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時避難行動要支援者制度の推進への協力 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宇和島市の個別避難計画は主に防災士が作成してきたため、細かな情報は把握できないかもしれない。このため、個別避難計画を作成する上で相談支援専門員への要望等はないかを把握し、必要であれば協働していく。</li> </ul> </li> <li>② 移動に関するニーズ調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動に関するサービスの情報提供方法の見直しと改善をする。</li> <li>・ 移動に関するサービス事業所の不足に関する実態把握をする。</li> </ul> </li> <li>③ フォーマル・インフォーマルサービスに関する情報収集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会資源一覧を定期的に見直し、宇和島市ホームページでわかりやすく公開する。</li> <li>・ 介護分野の先駆的取組みを参考にし、「食」と「移動」のインフォーマルサービスを情報収集する。</li> </ul> </li> </ul>

部 会	就労支援部会
部 会 メン バー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 構成人員 10名(事務局を除く)</li> <li>・ 教育関係 : 宇和特別支援学校進路課</li> <li>・ 就労関係 : ハローワーク、宇和島産業技術専門校、障がい者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、就労支援型自立訓練(生活訓練)事業所</li> <li>・ 相談支援事業所 : 柿の木、グリーン工房、八つ鹿工房</li> </ul>
具体的 取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 部会開催</li> <li>・ 6回開催/年(5/11・5/25・9/7・11/16・1/11・2/2)</li> <li>● 内容</li> <li>・ 昨年度の部会活動、今年度取り組む活動計画の共有</li> <li>・ 合同説明会inなんよ(福祉サービス編・企業編)参加</li> <li>・ 就労移行支援事業、就労定着支援事業の現状と課題の共有、意見交換</li> <li>・ 事業報告(Aileワークス宇和島・ハローワーク宇和島・宇和島産業技術専門校・障害者就業・生活支援センターきら)</li> <li>・ 就労移行支援事業所における「就労アセスメント」の実施状況報告と今後について意見交換</li> <li>・ 進路実現プログラムへの参加</li> <li>・ こども部会との協働によるB型事業所との意見交換会</li> <li>・ 特別支援連携協議会高等部会参加</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 合同説明会inなんよ(福祉サービス編・企業編)に参加</li> <li>・ 各事業所での取組みや参加者にどのように情報提供していったら良いか考えるを機会となった。</li> <li>・ 企業編では一般就労に向けた支援機関、雇用する企業側の取組みを知り、参加された障がいのある方々が自身の興味関心や就職に向けての課題等を考える機会となった。</li> <li>● 就労アセスメントについて</li> <li>・ 移行支援事業所の減少により宇和島の事業所に依頼が集中している状況があり、今後他の市町での対応について情報収集しながら必要な人にアセスメントが実施できる状況について検討していく必要があることを共有できた。</li> <li>● 特別支援連携協議会の高校部会に参加</li> <li>・ 一般校においても福祉サービス等につながっていないが障害者手帳を所持している生徒が一定数いること、学校ごとに配慮が必要な生徒への対応に取り組まれていることを知ることができた。</li> <li>● 就労支援継続B型事業所との意見交換会</li> <li>・ 自事業所以外での取組みや工夫を知ることができ参考になることも多く、事業所間のつながりも期待できることから来年度も継続することの合意が得られた。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育・福祉・雇用等の連携促進を図る。</li> <li>・ 就労支援について地域の中で様々な形態での取組みやつながりがあることを共有していく。活用・連携できるネットワークを拡げる。</li> <li>● 就労アセスメントについての検討と新たに始まる就労選択支援に関する情報収集と理解が必要。</li> </ul>

部 会	こども部会
部 会 メンバ－	<ul style="list-style-type: none"> <li>●構成人員 3名(事務局を除く)</li> <li>・相談支援事業所:あえる宇和島、八つ鹿工房、柿の木</li> </ul>
具体的 取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●部会開催</li> <li>第1回(5/1)</li> <li>・今年度の活動方針・課題について</li> <li>第2回(6/7)</li> <li>・就労支援部会とのコラボについて、目的と調査方法等の具体的な骨子案を検討</li> <li>第3回(7/10)</li> <li>・児童(青年期)～成人期への移行期の支援ニーズや課題の抽出方法について検討</li> <li>第4回(9/7)・第5回(12/17)</li> <li>・今年度活動内容を下半期の実施に向け具体的に検討</li> <li>部会員・事務局で今後のスケジュールとゴールを決定</li> <li>・今年度活動内容の経過の確認と振り返り及び次年度活動内容について検討</li> <li>第6回(1/18)・第7回(2/27)</li> <li>・移行期に関するアンケート調査の考察及び次年度活動内容について検討</li> <li>・今年度の振り返りと来年度の活動方針について検討</li> <li>●具体的取り組み</li> <li>①相談支援専門員の周知について</li> <li>・幼児教育保育にかかる主任研修、特別支援連携協議会にて説明(紹介リーフレット活用)</li> <li>②移行期(高卒直後から就労)の現状と支援ニーズの把握</li> <li>・10月～12月…学齢期青年期から成人期への移行期における課題及び支援ニーズ調査 →相談支援専門員による当事者とその家族への聞き取りアンケート調査を実施</li> <li>・11月…就労支援部会と協働し、宇和島市内の就労支援事業と意見交換会を開催</li> <li>・1月…アンケート集計と考察</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援専門員の周知強化及び関係機関との連携の取り方について</li> <li>・現場で支援にあたっている先生方が集まる機会に相談支援専門員について説明することで、直接反応を感じることができた。紹介リーフレットも活用できた。</li> <li>●支援ニーズ調査の実施及び就労支援部会との連携</li> <li>・学齢期から成人期への移行期の空白時間の問題をきっかけに、その時期の支援ニーズについて、当事者(保護者)への聞き取り調査を実施。</li> <li>・回答数は少なかったものの、学齢期及び移行期の現状や困りごとを具体的に拾い集めることができ、本当のニーズ(例;成人期においても預かりや居場所確保のニーズは多いなど)またその背景課題等、様々な気づきにつながった。<u>※別紙④参照</u></li> <li>・就労支援部会と合同で行った就労支援継続B型事業所との意見交換会では、個別のニーズに対し各事業所の自助努力によって対応していることも多いことがわかった。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援専門員の周知強化(継続)</li> <li>・保育・教育現場相談支援専門員の認知度が低いことを実感。今後も周知の工夫や、互いに知り合う機会が必要。</li> <li>・「家庭・教育・福祉の連携」(切れ目ない支援)のためにも、3者をつなげる相談支援専門員の役割や周知の仕方の共有し、相談支援専門員間の共通理解を図る。</li> <li>●学齢期における支援連携についての現状把握</li> <li>・市内放課後等デイサービス事業所と相談支援専門員による情報交換・意見交換の場や機会を設け、よりよい支援のための連携のあり方を検討するきっかけとする。</li> <li>●支援ニーズの拾い上げ(継続)と情報発信</li> <li>・必要などころに必要な支援が行き届くよう真のニーズを探ることが必要。</li> <li>・当事者視点での情報発信の工夫。</li> </ul>

部会	居住福祉部会
部会メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 構成人員 11名(事務局を除く)</li> <li>・ 相談支援事業所: 豊正園、柿の木、南愛媛療育センター、はーと、あいか</li> <li>・ 短期入所事業所: 豊正園、きさいやホーム、たんぼぼスマイル、はまゆうホーム、フレンドホーム(松野町)</li> <li>・ グループホーム: そーしゃるさぼーと、上谷ひより、はまゆうホーム、フレンドホーム(松野町)</li> </ul> <p>※短期入所事業所、グループホームについては参加者に重複あり。</p>
具体的取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 部会開催(毎回、意見交換・情報共有を実施)</li> <li>第1回(6/14) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動方針及び活動計画の確認</li> <li>・ 地域生活支援拠点等の整備について(短期入所事業所等との連携) ※別紙⑤参照</li> <li>・ 緊急時受入に関する体制整備について(概要説明)</li> <li>・ 居室確保事業の推進について(要綱・アセスメントシートの検討)</li> <li>・ 短期入所、グループホームの空床状況について(情報の共有化)</li> </ul> </li> <li>第2回(8/28) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期入所、グループホームの空床状況について(一覧表の見直し)</li> <li>・ 緊急時受入に関する体制整備について(アセスメント内容の検討)</li> <li>・ 住宅供給者を対象とした研修会の開催について(理解促進・啓発)</li> </ul> </li> <li>第3回(10/30) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループホームの空床情報発信について(意見交換)</li> <li>・ 居室確保事業実施要綱作成について(他市町の情報収集)</li> </ul> </li> <li>第4回(12/13) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時受入に関する対応状況の検証</li> <li>・ 居室確保事業実施要綱作成について(内容検討・意見交換等)</li> <li>・ 居住支援に関する勉強会の報告</li> </ul> </li> <li>第5回(2/7) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居室確保事業実施要綱作成について(内容検討・実施計画の確認)</li> <li>・ 次年度の活動方針について</li> <li>・ 障害者支援施設豊正園(新施設)の見学</li> </ul> </li> <li>● その他活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期入所、グループホームの空床状況にフレンドホームを追加</li> <li>・ 宅建協会役員会にて障がい者理解促進・啓発事業について協議</li> <li>・ 居住支援に関する勉強会への参加(不動産関係者との意見交換等)</li> </ul> </li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域生活支援拠点等の整備を進めるうえで、短期入所事業所やグループホームとの連携強化が欠かせないが、市内外の事業所に賛同いただくことで、これまで以上に議論を深めることができた。</li> <li>また、関係者が定期的に顔を合わせることで、事業所間にも新たなつながりが生まれ、交流の場としての機能も果たすことができた。</li> <li>● 緊急時の受入れについては、居室確保事業の委託を軸に、アセスメントシートの活用方法から実施要綱の起案まで、年間をとおして検討を重ね、来年度中の事業開始を目指しているところである。</li> <li>● 短期入所、グループホームの有効かつ柔軟な利用促進につなげるために、各事業所共通の空床状況一覧表を作成し、月単位で相談支援専門員が情報を共有できるシステムを構築した。</li> <li>①月末に各事業所が事務局へ翌月の空床状況を報告⇒②事務局がデータを整理し相談支援事業所へ転送⇒③利用者へ情報を還元⇒サービスの利用</li> <li>また、対象事業所にフレンドホーム(松野町)を加えることで、より広域的な情報発信とサービスの提供が可能となった。</li> <li>● 宇和島市主催の「居住支援に関する勉強会」に参加し、先進地の事例発表や住宅供給者(不動産関係者)との意見交換を通じて、居住支援協議会の設置や仕組みづくりについて学びを深めることができた。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居室確保事業については、来年度中の本格運用に向け、実施要綱の作成及び指定障害福祉サービス事業所との委託契約が必要。</li> <li>※委託を受ける指定障害福祉サービス事業所については、短期入所・共同生活援助(グループホーム)・生活介護を軸に検討中。</li> <li>● 居住支援協議会への参画と連携方法について検討が必要。</li> <li>※協議会を通じて、障がいに対する理解や協力促進につなげる。</li> <li>● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する情報収集や、学びの場(研修の機会)が必要。</li> <li>● 地域移行・地域定着支援の現状や課題等に関する協議の場が必要。</li> <li>● サービスにつなぐだけでなく、それを受け入れる側(短期入所、グループホーム)の困りごとや課題等についても共有する場が必要。</li> </ul>

4 令和6年度 宇和島市地域自立支援協議会活動方針（案）

課題	施策の方向性	活動方針等	検討の場
・地域生活支援拠点等及び地域包括ケアシステムの構築	・地域生活支援の充実 ・障害福祉サービス等の充実 ・円滑な介護保険制度への移行支援	・地域生活支援拠点等の整備に向けた協議 ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた関係機関による協議の場の設置 ・事例検討や相談支援専門員等が当事者及び家族等から把握した地域課題の整理と対策の検討 ・地域包括支援センターとの定期的な連絡会議の開催	全体会  運営会議及び 相談支援調整会議
・相談支援専門員の人員不足や専門性・支援力の強化	・相談支援体制の充実 ・地域自立支援協議会の機能強化	・相談支援専門員のスキルアップ(人材育成)及び関係機関との連携強化 ・基幹相談支援センター設置に向けた検討	
・障がいや障がい者に関する理解の促進	・広報・啓発活動の充実	・市民の障がい者(児)に関する理解を深めるための啓発活動の促進	
・障がい者の権利擁護の推進	・差別の解消・権利擁護の推進	・障がい者差別解消・虐待防止や成年後見制度利用に向けた啓発の推進 ・情報提供、関係機関等との協力体制の強化	生活支援部会
・障がい者の災害時避難対策の強化	・災害時避難行動要支援者制度の推進	・相談支援専門員による災害時避難行動要支援者制度の周知・手続き支援 ・個別避難計画を作成する防災士等との意見交換	
・障がい者の移動に関するサービスの改善・開発	・移動に関する障害福祉サービス等の情報提供方法の見直し及びサービス不足の実態把握	・市民にとっての分かりやすさを軸にした情報の整理と提供方法を検討 ・移動関連のサービス提供事業所への聞き取り調査	
・地域にありふれた資源の活用	・フォーマルサービスの見える化 ・インフォーマルサービスの把握	・既存の社会資源一覧の定期的な見直しと宇和島市ホームページへ掲載 ・「食」と「移動」のインフォーマルサービスの情報収集	就労支援部会
・教育・雇用機関等との情報共有と連携強化	・一般就労に向け企業開拓や雇用の促進 ・障がい福祉サービスの紹介・相互理解	・部会内における一般就労に向けた取り組みや情報の共有・協議の場を設ける。 ・特別支援連携協議会（高校部会）、進路実現プログラム等への参加により高等学校等との相互理解と連携強化を図る。	
・就労支援事業所との連携	・事業所との連携強化	・福祉サービス事業所との意見交換会を実施し、事業所間の情報共有・課題を整理する機会とする。	
・教育現場での相談支援専門員の認知度不足	・障害児通所支援等の充実	・相談支援専門員の周知と繋がり強化	子ども部会
・関係機関の役割の理解と連携	・療育支援体制の充実	・こども支援の連携強化を図る。	
・日中の預かりのサービスの充実	・発達障がいへの支援	・昨年度のニーズ調査を継承し、より多くの声を聞き、真のニーズの探る。	
・地域移行、地域定着に向けた居住支援の充実	・居室確保事業の円滑的な実施と有効活用 ・居住支援協議会や関連団体との連携推進	・事業開始に向けて段階的に準備を進めるとともに、運用後は委託先の事業所を交えた現状把握や課題整理等、定期的に事業結果の検証を行う。 ・居住支援協議会への参画や関連団体等との連携方法について検討する場を設け、住宅供給者側との相互理解や居住支援に向けての協力促進に繋げる。	居住福祉部会
・サービス提供者との連携強化と専門性の向上	・地域における協力体制の構築と情報共有	・各事業所のサービス提供状況や課題等を整理し、緊急時の対応や受け入れ方法を検証する。困難事例に対する検討の場を設け、支援力の強化を図る。	



## 6 宇和島市発達支援センターについて

### (1) 設置条例・発達支援センターで実施する事業

宇和島市発達・教育等支援施設設置条例 名称「宇和島市はぐくみサポートステーション」

宇和島市発達支援センター設置条例制定 名称「宇和島市発達支援センター」

宇和島市発達・教育等支援施設

**宇和島市はぐくみサポートステーションとは**

発達障がい児者（疑い含む）、障がい者、その家族等への相談や発達支援、不登校やその傾向にある児童生徒に対する支援を関係機関と連携し総合的・複合的に支援する施設です


共に  
育ちあう

育む

はぐ=hug  
抱きしめる

すべての人が尊重され、お互いを思いやり、多様性を大切にしながら共生できるまちづくりを宇和島市はめざしています。はぐくみサポートステーション内の三施設では、様々な発達課題や困りごとを抱える親子や当事者をサポートしていきます。

共通するのは、障がいのあるなしにかかわらず、多様なあり方を尊重し、幼い頃から地域の中で「共に育ち合い」、親子や当事者の「育ち」を、地域の中でいいに育み、このまちで共に生きていけるように支援することです。



**発達支援センターとは**

発達障がい児者・家族  
発達に支援を必要とする人の

- 中核相談機関

関係機関と  
連携・協働しながら

- 障がいの特性・ライフステージにあわせた相談支援を行う
- 発達支援の体制をつくる

**宇和島市  
発達支援センター**

発達障がい児者、その家族、発達に支援を必要とする人の中核相談機関  
他機関と連携、協働しながら発達支援の体制をつくる

**宇和島市  
こども支援教室  
わかたけ**

心理的・情緒的な要因により不登校やその傾向にある児童生徒に対し、教育相談や集団生活への支援、学習支援等を通して社会的な自立のための支援をする

**宇和島市障害児等  
通所支援事業施設  
あけぼの園**

日常生活や療育活動を通じて一人ひとりの発達を支援し、社会で豊かに生きていける、人としての育ちを支える

**三施設の連携**

利用者のアセスメント・本人理解の手助け  
保護者支援・情報提供・研修 等

**発達支援センターとは**

発達障がい児者・家族  
発達に支援を必要とする人の

- 中核相談機関

関係機関と  
連携・協働しながら

- 障がいの特性・ライフステージにあわせた相談支援を行う
- 発達支援の体制をつくる

**発達支援事業**

**01 相談支援**

本人  
家族  
支援者

**02 発達支援**

当事者支援  
家族支援 **拡充**  
**発達検査 新規**  
巡回相談支援

**03 機関連携**

協議の場の開催 **拡充**  
関係機関との連携

**04 普及啓発**

研修 **拡充**

### (2) 施設整備スケジュール

	令和6年					
	3月	4月	5月	6月	7月	8月
建物部分の完成予定						
建物部分の検査		上旬				
部分引き渡し(建物部分)		初旬				
こども支援教室「わかたけ」引っ越し		中～下旬				
発達支援センター物品搬入		中～下旬				
こども支援教室「わかたけ」解体・駐車場整備		下旬				
こども支援教室「わかたけ」供用開始			5月1日			
発達支援センター供用開始			5月1日			
全体の完成					中旬	
式典・内覧					下旬	
あけぼの園供用開始						8月1日

## 7 令和6年度宇和島市災害時避難行動要支援者制度の推進について

令和6年4月

### 1 目的

災害時における障がい者等の効果的な避難支援を図るため、災害時避難行動要支援者の名簿情報の提供や個別避難計画の作成を推進するものです。

### 2 対象者

在宅の計画相談支援および障害児相談支援の利用者（市内）

### 3 実施期間

令和6年4月1日～令和8年3月末

### 4 実施主体

宇和島市・宇和島市地域自立支援協議会

### 5 実施内容

令和6年4月から、「宇和島市避難行動要支援者名簿に関する条例」の制定により、避難支援関係者等への平常時における名簿情報の提供に関し、本人の同意が不要となります。

さらに、令和5年度から、個別避難計画作成支援委託事業が始まり、福祉事業所等との委託契約（情報提供に関する協定も締結）による個別避難計画作成を推進しています。

#### （1）災害時避難行動要支援者名簿情報の提供について

- ・ 当分の間、これまでどおり、別紙「宇和島市災害時要支援者 避難行動確認表（令和5年11月現在）」の内容を確認の上、必要に応じて追加、修正して下さい。【協議】名簿登録状況（市で記入）の欄は廃止し、「個別避難計画作成の有・無」と「名簿情報提供先情報」の記載欄としたい。
- ・ 災害時避難行動要支援者の情報を市と相談支援専門員で共有するため、確認表を更新した場合は、随時、市役所福祉課担当まで報告をお願いします。

#### （2）災害時避難行動要支援者制度及び個別避難計画作成の啓発について

##### ① 災害時避難行動要支援者制度及び個別避難計画作成の啓発

- ・ 上記（1）確認表の「個別避難計画作成の有・無」が「否・空欄」の対象者については、別紙「避難支援情報リーフレット」を配布の上、避難行動要支援者制度及び個別避難計画の重要性について紹介して下さい。

##### ② 災害時避難行動要支援者個別避難計画作成の推進

- ・ 上記（2）①制度及び個別避難計画紹介の際に、内容説明と併せて、個別避難計画の作成を勧奨して下さい。
- ・ 避難支援に係る福祉事業所等の皆様におかれましては、個別避難計画作成支援委託契約と、避難行動要支援者情報提供協定の締結をご検討ください。  
※協定と委託契約を締結し、名簿情報の提供を行うことにより、個別避難計画作成が大きく推進することとなります。

#### 【注意事項】

- ・ 相談支援の一環として、業務の範囲内で担当する利用者（在宅対象者）について実施いただくものです。
- ・ 相談支援専門員の皆様にご説明いただいてもなお、個別避難計画を作成しようとしていない方がおられる場合は、上記（1）確認表「個別避難計画作成状況」の作成状況欄に、その旨記入をお願いします。
- ・ 災害時避難行動要支援者には、順次、防災士・福祉専門職員等が戸別訪問を行い、個別避難計画作成を進めていきます。

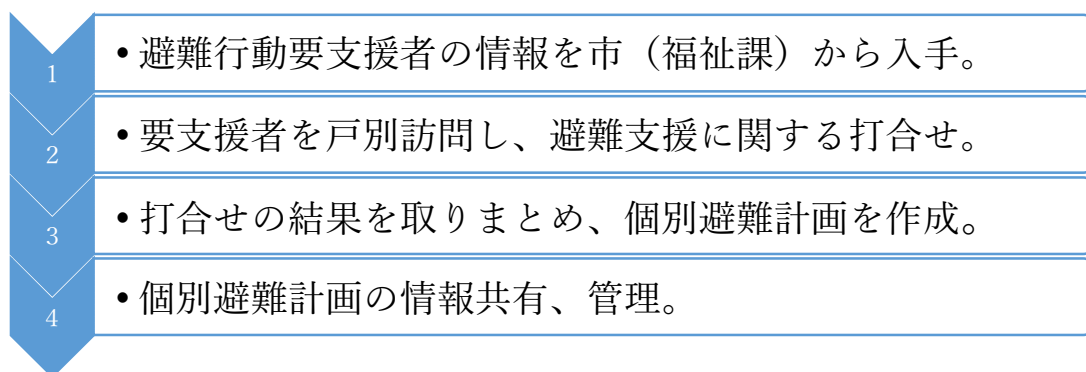
宇和島市福祉課・宇和島市地域自立支援協議会

## 避難行動要支援者の個別避難計画策定について

市から提供された避難行動要支援者名簿情報に基づき、要支援者本人と打合せを行い、具体的な避難方法についての個別避難計画を策定します。

策定にあたっては、地域の特性や実情を踏まえつつ、防災士及び、市が委託した福祉事業所とで十分な連携を図り、必要に応じて自主防災組織または民生委員等の協力を得ながら作業を進めます。

### 【個別計画策定の流れ】



### 1 避難行動要支援者の情報入手

要支援者情報について、市（福祉課）から名簿情報の提供を受けます。

#### 〈市から提供する資料〉

- ① 宇和島市避難行動要支援者名簿（行政区別）
- ② 宇和島市避難行動要支援者登録台帳（個人別）

※個別避難計画策定後、市へ返却。

#### 〈受け取り方法〉

- ・ 市役所 危機管理課又は福祉課もしくは各支所総務係へ、資料の提供を依頼。
- ・ 依頼の際、担当地区(行政区)を伝え、「個人情報取扱に関する宣誓書」を提出。

※ 依頼を受けてから、1週間程度で資料を提供します。

### 2 避難行動要支援者への戸別訪問・打合わせ

提供された名簿情報に基づき、要支援者を戸別訪問し、本人や家族と具体的な避難方法等について打合せを行います。

※ 訪問・打合せの際は、要支援者と面識のある民生委員に協力を依頼してください。

※ 要支援者との打合せでは、上記1②「避難行動要支援者登録台帳」の記載内容を参考に聞き取りを行ってください。

### 3 個別避難計画の作成

戸別訪問の結果を取りまとめ、要支援者ごとに個別避難計画を作成します。

## 〈具体的な作業〉

### (1) 個別避難計画（用紙）へ記入

- ・ 市で配布する「避難行動要支援者 個別避難計画」（用紙）※に、必要事項を記入。

記入方法については、別紙「個別避難計画 記載事項」を参考。

※個別避難計画の様式は、市ホームページからダウンロードが可能です。「個別避難計画」で検索してください。

### (2) 避難経路図の作成

- ・ 避難場所、避難経路等を記した地図を別紙にて作成。  
避難場所が複数ある場合は、避難場所ごとに地図を作成。

### (3) 個別避難計画の確認

- ・ 上記(2)の個別避難計画((3)避難経路図含む)の内容を、要支援者本人又は家族に確認してもらい、署名をいただく。

### (4) 個別避難計画の提出

- ・ 上記(3)の署名済みの個別避難計画（避難経路図含む）を、市役所 危機管理課又は福祉課もしくは各支所総務係へ提出。
- ・ 提出された個別避難計画は、市（福祉課、危機管理課）で内容を確認、登録作業を行う。

※ 個別避難計画提出の際に、上記1②「避難行動要支援者登録台帳」を市へ返却してください。

## 4 個別避難計画の情報共有・管理

### (1) 個別避難計画の共有

策定後の個別避難計画は、原本を市で保管し、副本を要支援者及び避難支援関係者で共有します。

要支援者本人及び避難支援者（協力者）に、個別避難計画を配布してください。

※ 消防法本部、警察署等の避難支援関係者には、市で配布します。

### (2) 個別避難計画の管理

避難支援関係者は、要支援者の利益が損なわれることのないように、個人情報の管理に十分配慮してください。

- ・ 避難支援関係は守秘義務を厳守すること。
- ・ 名簿情報は、避難支援等の目的以外に使用してはならない。また、市の許可なく名簿情報を複製および複写してはならない。
- ・ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、施錠可能な場所に保管するなど厳重に管理すること。

宇和島市役所

総務企画部 危機管理課 TEL 0895-49-7006(直通)

保健福祉部 福祉課 TEL 0895-49-7016(直通)

## 個別避難計画 記載事項

項目	留意事項
申請者（要支援者）	・住所、氏名、生年月日、連絡先等を記入してください。
本人の状態を示す事項	・該当するものに○を付けてください。
避難場所	・災害の種類ごとに記入してください。
緊急時の家族等の連絡先	・緊急時の連絡先を2人記入してください。 ・同居の家族がいる場合は必ず記入してください。
避難支援者	・避難支援者（協力者）は、必ず1人以上を記入してください。【2人以上を推奨】 ・支援者を自治会や自主防災組織等の関係団とする場合、代表者の氏名、連絡先等を必ず記入してください。
住宅/構造等	・集合住宅、一戸建て / 木造、鉄筋、その他 / 平屋、〇階建て / 選択の上、記入してください。
普段いる部屋、寝室の位置	・現状を記入してください。
特記事項 ・かかりつけ医、携行薬品等 ・情報伝達、避難誘導、避難先で必要な支援等	・必要な支援等を記入してください。 ・不在時の目印、避難済みの目印等についても記入してください。

※避難行動要支援者登録台帳の記載内容に変更があれば、変更後の内容を記入してください。

※打合せの際には、「必ずしも災害時の避難支援を約束するものでない」旨を伝えてください。

〈参考：宇和島市避難行動要支援者名簿登録要件〉

- (1) 要介護認定者 要介護3～5度の認定を受けている者
- (2) 身体障がい者 身体障害者手帳種別1種かつ身体障害者手帳等級1～2級の者で、障がい代表部位が下記の者。  
視覚障がい者、下肢機能障がい、体幹機能障がい、脳性麻痺（移動）
- (3) 療育手帳の交付を受けている者  
A最重度、A重度、A中度の交付を受けている者
- (4) 精神障がい者 精神障害保健福祉手帳等級1級の交付を受けている者
- (5) 重度心身障害者医療費受給対象者
- (6) 難病の者
- (7) 独居高齢者 65歳以上の独居高齢者
- (8) 高齢者のみ世帯 65歳以上の高齢者のみで構成する世帯
- (9) その他 避難行動に他者の支援を必要とする者

宇和島市災害時要支援者 避難行動確認表

事業所名: \_\_\_\_\_

記入例

R6.〇月末現在

※個別避難計画作成状況  
(市で記入)

【名簿情報提供状況】

氏名	住所	校区	家族	自力で避難できない(救護要請できない)		できない理由	避難所での対応				難しい理由と必要な対応	事担当所相談支援	個別避難計画作成の有無	作成状況		名簿提供区分	備考 (名簿提供先等)
				できる	できない		い一般避難所での生活は難しい	が避難所で支援が必要	仕切りが必要	別室が必要				作成年月日	作成者		
1	〇〇 〇〇	宇和島市〇〇町〇〇			○		○				狭い所では難しい、人混みが嫌。	〇〇	有	〇年〇月〇日	〇〇事業所作成	①	〇年〇月〇日 〇〇事業所
2	△△ △△	宇和島市△△町△△			○	視覚障がいあり。	○				視覚障がいあり、避難場所までの誘導する支援が必要。又、避難場所での支援がなければ行動自体が出来ない。	△△	有	〇年〇月〇日	△△防災士作成	①	〇年〇月〇日 △△防災士会
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	

《作成区分》

有	作成済
更新	内容変更あり
否	作成拒否
空欄	未作成

《提供区分》

①	提供済

○宇和島市地域自立支援協議会設置要綱

平成20年3月27日

要綱第6号

改正 平成25年4月1日要綱第45号

平成26年4月1日要綱第40号

(設置)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき設置する宇和島市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項をものとする。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築等に関すること。
- (4) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他目的の達成に必要な事項

(組織)

第3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係機関に属する者
- (4) 教育関係機関に属する者
- (5) 企業・雇用関係機関に属する者
- (6) 障害者関係団体に属する者
- (7) 関係行政機関等の職員
- (8) 障害者及びその家族
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が議長を務めることができない場合は、会長又は副会長が指名した者をもってこれに充てることができる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(分野別部会)

第7 協議会は、特定の事項について調査及び研究を行うため、分野別部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱され又は任命された委員の任期は、第4の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成25年4月1日要綱第45号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日要綱第40号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。